

平成 22 年度における介護職員処遇改善交付金事業スケジュール（案）

① キャリアパス要件の設定及びキャリアパスの仕組みの普及支援策について

- 年内を目途に主な介護事業者団体・有識者等にお集まりいただき、「キャリアパスに関する懇談会（仮称）」（以下「懇談会」という。）を開催する。
- 懇談会においては、介護事業者団体よりキャリアパスに関する現状の取り組み状況や介護の職場における多様な課題についてご提示の上、意見交換をしていただく。
- また、懇談会の開催以降、介護事業者団体からキャリアパスモデルをご提供いただき、随時、全国の介護事業者の皆様に情報提供を行い、キャリアパスの仕組みの導入の普及のための支援を行う。
- なお、キャリアパス要件については、小規模事業所でも十分対応できるようにするべきではないか、との意見があるところ。
- 交付金事業における「キャリアパス要件の取扱い」等については、懇談会の内容等を参考としつつ、厚生労働省において、平成 21 年度中に定め、運営要領の改正を行う。

② 今後の事務手続きについて

平成 22 年度の交付金事業のスケジュールについては、次のようなことを考えており、各事業者におかれては、介護職員の処遇改善のため次年度以降も積極的な交付金事業の活用をお願いしたい。

- 平成 22 年度の対象事業者の申請手続きについては、暫定的に現行要領のまま行うものとし、キャリアパス要件等の設定については、平成 22 年 2 月サービス分からの適用とはしない。
- 適用時期については、おってお知らせするが、労使交渉（一般的には 4 月以降）の時期等も踏まえつつ、現場の混乱のないよう周知期間等を設ける等、適切な配慮を行う。
- 各事業者におかれては、平成 22 年度の申請手続きの後に、キャリアパス要件に関する届出が必要になるが、その手続きについては可能な限り簡素化を図る等、一定の配慮を行うことを考えているので、ご協力方よろしくをお願いしたい。

今後のスケジュール（イメージ図）

